事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第四課

1. 案件名(国名)

国名:バングラデシュ人民共和国

件名:人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における人材育成の現状と課題

バングラデシュ国(以下「バングラデシュ」という。)においては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

(2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけと必要性

1) ガバナンスの向上

バングラデシュにおいては、非効率な行政制度・機関、汚職、法と秩序、司法制度などの問題が、開発事業の効率・効果的な実施を阻む要因となっている。政府は第6次5か年計画(2011~2015)において、①議会プロセスの効果向上、②地方ガバナンスの強化、③公共サービスの改革、④汚職対策、⑤選挙委員会の強化、⑥司法制度の改革、⑦電子政府の促進、⑧事業実施能力の向上、⑨セクターガバナンスの改善、⑩情報の透明性とアクセスの強化、⑪人権擁護をガバナンス分野における優先課題としている。

ガバナンス改善はバングラデシュ政府のオーナーシップに基づく貧困削減・経済成長を 目指す上で鍵となる重要な分野であるが、バングラデシュにおけるガバナンスの課題は公 務員制度改善、地方行政・サービスデリバリー強化、司法制度強化、汚職防止など多岐 に渡る。また、多くの開発パートナーが活動していることから、パートナー間の連携・ 協調を進め、政策部分で一貫性のある支援を行いつつ、実効性を持たせるための中央か ら地方の各レベルにおけるキャパシティ・ディベロップメントを合わせて行う必要があ り、その観点から、バングラデシュの開発を担う行政官の育成が非常に重要である。

2) 国際関係

バングラデシュの主要外貨獲得源は、縫製品の輸出、海外労働者の送金及び外国援助である。貧困削減を実現するためにも、国際社会との貿易投資関係や外国援助の管理が極めて重要な要素となっている。バングラデシュは輸出加工区の設置等を通じて外国直接投資の強化、輸出の強化・多角化などに取り組んでいる。また、外国援助についても財務省経済関係局が中心となり、援助効果の向上や開発パートナーとの対話などにも積極的に取り組んでいる。また、穏健なイスラム国家であるバングラデシュは、国連、南アジア地域協力連合(SAARC)、イスラム諸国会議機構(OIC)などにおいて主要な役割を果たしている。特に、国際連合平和維持活動(PKO)の最大要員派遣国の一つであり、国際社会の平和と安定の分野でも貢献している。このような国際関係の諸問題に対して、国際的視点から国内外の諸課題を多角的に捉え、政策立案および実施、管理を可能とする行政官の育成がバングラデシュの発展にとって重要である。

(3) 各開発課題に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

1) ガバナンスの向上

「対バングラデシュ国別援助方針」(2012年6月)における重点分野「社会脆弱性の克服」に係る開発課題(小目標)として「行政能力向上」が定められている。また、横断的な留意事項として、ガバナンスの改善のため、あらゆる分野の支援において、政府機能の強化、行政サービス向上が図られるように留意することとしている。JICAの「国別分析ペーパー」においても、「行政能力向上」は重要な課題として分析されている。

主な支援実績としては、TQM(Total Quality Management)を通じた公共サービスの向上を技術協力にて支援しているほか、地方行政における参加型の行政の推進や地方自治体の能力強化への支援等がある

2) 国際関係

「対バングラデシュ国別援助方針」(2012 年 6 月) において、バングラデシュに対する開発支援を行う意義として、国際場裏における協力関係の強化と今後の貿易・投資などの経済関係の拡大への貢献が言及されている。JICA の「国別分析ペーパー」においても、対バングラデシュ支援の意義として二国間の良好な協力関係への貢献をあげている。本コンポーネントは、上述のような、二国間関係の強化を目指した戦略的援助の一環として位置づけられる。

(4) 他の援助機関の対応

類似の事業を実施するドナーとしては、オーストラリア (Australia Development Scholarship) やイギリス (Commonwealth Scholarship Program) 等が挙げられる。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本邦大学院での学位取得(修士)を通じ、バングラデシュの社会・経済開発に関わり、将来的な役割を果たすことが期待される若手行政官などを育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名 該当なし。

(3) 事業概要

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 15名の留学生が、我が国大学院において、バングラデシュにおける優先開発課題の分野で学位取得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 年間の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施すること、更に正規の授業以外に人材育成支援無償(以下、「JDS 事業」という。)による留学生を対象とした特別プログラムを大学が提供することにより、受入国の開発課題解決により直結したプログラムを提供する。尚、本年はその第 4 年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 1.8 億円 (概算協力額 (日本側): 1.8 億円、バングラデシュ側:0円)

- (5) 事業実施スケジュール(協力期間) 2013 年 7 月~2016 年 3 月を予定(計 33 ヶ月)
- (6) 事業実施体制 (実施機関/カウンターパート)

本事業の円滑な実施のために、バングラデシュにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、バングラデシュ政府関係者(財務省、教育省等)及び日本側関係者(在外公館、JICA在外事務所等)で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

- (7) 環境社会配慮·貧困削減·社会開発
 - 1) 環境社会配慮:該当なし
 - ① カテゴリ分類
 - ② カテゴリ分類の根拠
 - 2) 貧困削減促進:該当なし
 - 3) 社会開発促進(ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等): 該当なし
- (8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担:該当なし
- (9) その他特記事項:該当なし

4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件

特になし

- (2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件
 - ① バングラデシュ政府の人材育成に対する政策が変更されない。
 - ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
 - ③ 留学生が帰国後、日本で学んだ知識を活用できる職場に配属される。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業の教訓

過去の JDS 事業では、受入分野・受入大学等に関し毎年度ごとの計画策定であったため、 中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。

この点を受け、新方式による JDS 事業においては、事業効果をその国の発展へとより直接的に繋げることを可能とするべく、事前調査を実施して優先課題を特定し、当該課題へ対応するべく 4 年間の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・「2. 事業の背景と必要性」に記載の通り、各省行政官の能力向上は、バングラデシュにおける共通した重要課題であり、また、当事業はバングラデシュ開発計画およびバングラデシュに対する我が国援助計画とも合致している。
- ・ 行政官を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、そ の国の政策立案に直接的に関わることができる。
- ・ 行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生に とって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの 日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

(2) 有効性

1) 定量的効果

指標名	基準値(2013 年)	目標値(2018年)
留学する学生数(人)	0	15
留学生の学位取得率(%)	0	100
帰国留学生の日本で研究した内容に深く 関連する職場での勤務率(%)	0	90

2) 定性的効果

- ・ 留学生の研究能力・政策立案能力・事業運営管理能力が向上する。
- ・ 留学生が帰国後、所属する機関において、留学によって得た知識を用いて政策の立案や 実施に関わる。
- ・ 日本とバングラデシュとの友好関係の基盤が強化される。

7. 今後のモニタリング計画

- (1) 今後のモニタリングに用いる主な指標
 - 6.(2) 1)のとおり。
- (2) 今後のモニタリング取りまとめ時期
 - 6.(2) 1)に記載の目標年

以上